令和４年10月開催松野町農業委員会定例総会会議録

１．開催の日時及び場所

日　時　　令和４年10月12日（水）　13時30分より

場　所　　松野町役場　議場兼大会議室

２．会議構成員（農業委員）現在総数　　13名

出席：12名　　欠席：１名

３．農業委員出席者氏名

役職名	議席番号	担当地区	氏　名	出欠
会長	1	上家地	村田　和宏	出席
副会長	2	―	矢野　千津	出席
	3	蕨　生	金谷　純一	出席
	4	富　岡	加賀田幸二	出席
	5	吉　野	太田　善英	出席
	6	―	山崎　　匡	欠席
	7	豊岡前	毛利　彰男	出席
	8	松　丸	山口　賢三	出席
	9	目　黒	河野　和平	出席
	10	豊岡後	森口　　泰	出席
	11	延野々	石田　芳久	出席
	12	奥野川	滝口　博臣	出席
	13	―	松比良八重子	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏　　名	出欠
松丸地区、延野々地区、豊岡後地区、豊岡前地区	綱崎　幸紀	出席
	松田　荘一	出席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上　優二	出席
	橋田　忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	赤松　　晋	出席
	金谷　恒夫	出席

農業委員会事務局
農業委員会事務局長　　小西　　亨
農業委員会事務局次長　　中平　大介
農業委員会事務局主事　　岡本　　渉

４．議長選出他
議長　　村田　和宏
会議録署名委員　　滝口　博臣
松比良八重子

会議書記　　岡本　　渉

５．閉会の日時
令和４年10月12日（水）　　14時30分

６．議事日程
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
議案第４号　農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第５号　農地原形変更届について
議案第６号　遊休農地（荒廃農地）の農地・非農地の判断について

７．会議の概要

小西事務局長	改めまして皆さんこんにちは。定刻より少し早いんですが予定の方全員お揃いになっておりますので、ただ今から定例の農業委員会総会を始めさせていただいたらと思います。では開会にあたりまして会長よりご挨拶をよろしくお願いします。
村田会長	皆さんこんにちは。忙しいところお集まりありがとうございました。朝晩よいよ寒くなって、今日もさっきちょっと上がる時に金谷委員さんと話しよって「ジャンバー今日はちょっと早いろか」言うて話

をしよったんやけど、今日からジャンバーを着て仕事をしよりますけど。朝晩はまこと寒くて今日も昼も温度上がるか思たら22度か３度しかどうも上がってないようですけど、体の方は気をつけていただいたら思います。

今日はちょっと議題も多いですけど、よろしくお願いしたいと思います。

それでは早速なんですが議事録の署名委員なんですけど、12番の滝口委員さん、13番松比良委員さんにお願いを致します。

４番の報告事項に入りたいと思います。報告事項ありましたら。

どうも無いようですので、早速議事のほうに入りたいと思います。議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とし、吉野の委員さんで説明をお願いします。

太田委員　それでは４ページを開いて下さい。農地法第３条の規定による許可申請、６番、申請地大字吉野、地番〇〇〇番、〇〇〇番、地目田、面積483㎡、478㎡。申請契約内容、所有権移転。図は５ページをご覧下さい。申請者、譲受人、北宇和郡松野町大字吉野〇〇〇番地〇〇〇さん年齢〇歳、譲渡人、松山市天山〇〇〇番地〇〇〇さん、年齢〇歳。譲受人の営農状況等の詳細、農地の利用状況、農地面積18,675㎡、田6,441㎡、畑12,234㎡。作付け予定作物、水稲、柚子、栗、一般野菜。所有大農機具、トラクター・田植機・コンバイン。農作業に従事する者、本人と父。周辺地域との関係、現状どおり水田として利用することとし、周辺への影響はない。他の農業者と協力し地域農業の維持発展に努める。農地法第３条第２項第１号から第２項の第７号まで該当しませんのでよろしく検討お願い致します。

村田会長　今説明がありましたけど、現状は松野町におる人が全部作りよるいうこと。兄弟かね。

太田委員　兄弟じゃないんやけど、親戚にはなると思うんですが。去年は荒れ地になっとりまして、きれいに作ってもらったら御の字と思います。

村田会長　どうでしょうか、質問ありましたら。
無いようですので、申請のとおり許可でよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい。」の声あり。

村田会長　どうもありがとうございました。
議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を議題としますが、３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」も関連しとりますので、二つ一緒に審査をしたいと思います。事務局のほうで説明をお願いします。

岡本主事　農地転用の申請２件ございますが、関連ありますので一括してご説明させていただいたら思います。まず資料の12ページをご覧いただいたらと思います。今年の４月の総会におきまして、農振除外の案件で一度ご説明はさせていただいておりますが、土地の利用方法がイメージしづらいかと思いますので、整理のためにこちらで概要をご説明させていただきます。豊岡〇〇〇番、こちらにつきましては部分転用の申請となっております。４条の申請、自分の土地を自分で転用して使うということでございますが、地主さんである〇〇〇さんが自分の住宅の敷地を拡張するという形で申請を出されておりまして、その部分

がこの青く斜線で塗られておる部分となっております。〇〇〇番の右上の〇〇〇番のちょっと延びとるところと、さらに右上の〇〇〇番というところの２カ所になります。左側の部分が今回の５条申請でありまして、〇〇〇さんの息子さんである〇〇〇さんがご自身の家を新たに建てられるということで、赤い斜線の部分をその部分に使うということで申請を出されております。部分転用の申請ではございますが、二つの申請を併せて〇〇〇番全体を転用したいというふうな申請となっております。それでは資料７ページに戻りまして詳細を説明させてもらったらと思います。

農地法第４条第１項の規定による許可申請について、自己転用でございます。申請地が大字豊岡、地番が〇〇〇番、地目畑、面積が6.98㎡、続いて〇〇〇番、地目は田、転用面積は全体が528㎡ですがその内の66㎡を転用するということでございます。現在の利用状況は畑で転用の用途としては自己住宅の敷地となります。位置図は８ページをご覧下さい。申請者です、北宇和郡松野町大字豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん。転用の事由と致しましては、住居への進入路が狭く車での進入が出来ないため、申請地を転用し進入路を広げたいということでございます。転用申請農地等の詳細ですが、当該農地はすでに住宅用地として転用してあり、違反転用事案となっております。そのため申請者から始末書が提出されております。今回の申請地ごく一部ではございますが駐車場への進入路としてすでに転用されております。当該農地は10ha以上の集団農地内にあり、第１種農地に該当しますが、第１種農地の転用不許可の例外事項である既存施設の敷地拡張に該当を致します。

続いて資料の10ページをご覧下さい。こちらが農地法第５条第１項の規定による許可申請でございます。申請地が大字豊岡、地番が〇〇

〇番、地目は田、転用面積が528㎡の内462㎡、現在の利用状況は畑、転用の用途としては自己住宅となっております。図は11ページをご覧下さい。申請者です、今回は使用貸借の申請となっております。借受人が北宇和郡鬼北町大字永野市〇〇〇番地〇〇〇さん、貸渡人が北宇和郡松野町大字豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん。転用の事由と致しましては、借受人は現在借家にて生活をしておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたので、将来のことを考え両親の家に隣接する申請地を借り受け自己住宅を建築したい、貸渡人は借受人の要請を受け入れ貸し渡したいということでございます。転用申請農地等の詳細ですが、こちらも当該農地は10ha以上の集団農地内にあり、第１種農地に該当致しますが、第１種農地の転用不許可の例外事項である集落接続に該当致します。以上４条の申請と５条の申請両方ご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　説明がありましたけど、なんか質問ありましたら。

無いでしょうか。

無いようでしたらまず〇〇〇さんから出されとる４条第１項の規定による許可申請なんですけど、申請のとおり許可でよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい。」の声あり。

村田会長　ありがとうございます。続きまして〇〇〇さんから出されとる５条申請です。第１項の規定による許可申請についてなんですけど、これも許可のほうでよろしいでしょうか。

（会場）　　※会場より「はい。」の声あり。

村田会長　　ありがとうございます。続きまして議案第４号「農用地利用集積計画案の承認について」を議題とし、事務局のほうで説明をお願いします。

岡本主事　　資料14ページをお開き下さい。農用地利用集積計画案の承認についてでございます。利用権設定の申請でございます。

番号26番、貸人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権を設定する土地が目黒〇〇〇番、〇〇〇番、地目は田で面積は２筆合計で3,385㎡となっております。賃貸借で10年と2ヶ月の契約となっております。図は15ページをご覧下さい。こちら継続の案件です。

続いて番号27番、貸人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権を設定する土地が目黒〇〇〇番、地目は田、面積が1,678㎡です。賃貸借で５年の契約となっております。図は16ページをご覧下さい、こちらも継続の案件です。

以上２件の申請となっております。ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　　２件の案件があるんですけど、継続いうことなんですけど。

ご意見がないようであれば、承認でよろしいでしょうか。

（会場）　　※会場より「はい。」の声あり。

村田会長　　ありがとうございます。議案第５号「農地原形変更届について」を

議題として、事務局でまた説明をお願いします。

岡本主事　資料18ページをご覧下さい。農地の原形変更届の提出が出されております。申請地は大字奥野川〇〇〇番、地目は田、面積が324㎡です。届出者は〇〇〇さんです。図は19ページをご覧下さい。原形変更をしようとする事由の詳細でございますが、こちら農地への進入路がなくまた道路から段差があるため、進入に不便であり進入路を整備したいということでございます。道と隣接はしてるんですけれども、道が傾斜が急でございまして、ここに段々の田んぼなっておりまして、スムーズに入る道がないといいますか、そういう状況でございますので農地の中も含めて整備したいということでございます。水利権者、隣接農地の方はございませんが、地元農業委員さんの副申書を受領しております。変更計画の詳細でございますが、工期は農業委員会の承認後から令和５年の１月21日までとなっております。詳細として現在〇〇〇さんのご自宅のすぐ裏手側に山がございまして、そちらの方を町の崖崩れ防止の事業のほうで擁壁を今作っております。それで出てくる残土を利用して進入路を整備するという計画でございます。その辺りの調整も町の建設環境課、それから現在施工している業者さんともお話をして内容の確認をしております。奥野川の農地パトロールの際にも地元農業委員さんと一緒に現場も確認しまして、業者さんとも直接お話をして、詳細も業者さんから確認をしております。

説明は以上ですご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　ただ今の残土処理をかねて埋めるということなんですけど、どうでしょうか。

これいつも思うんですけど、もし完了いうか、これで終わりました

	いうのはない訳、ただ埋めますよだけ。
小西事務局長	確認行ったことは無いわえね。
岡本主事	説明漏れておりましたけど、計画としては来年の１月の21日が工期の終わりにはなっておりますが、こちら町の崖崩れ防止の工事の施工の期間と合わせておりまして、実際には年内に全て進入路の整備から擁壁の整備も含めて全部終わる予定ということでございます。工事が終了したということも多分建設課から報告が来ると思いますので、１月とかその辺りの委員会で終わったというのを報告事項か何かで報告させてもらったらと思うんですが。
村田会長	地元の委員さんだけでも確認してもらうとか、そうせんとダラダラ２年も３年もずっと長い残土処理、まあ言うたら単なる残土処理だけにするような感じになるなと。
岡本主事	それでは工事が終了したら奥野川の委員さんと現地確認を一緒にしまして確認をしたいと思います。
村田会長	奥野川の委員さん迷惑になりますがよろしくお願いします。
滝口委員	はい、分かりました。
村田会長	この届出も許可でよろしいでしょうか。
（会場）	※会場より「はい。」の声あり。

村田会長　議案第６号「遊休農地の農地・非農地の判断について」を議題とします。事務局で説明をお願いします。

岡本主事　資料21ページをご覧下さい。非農地判断の案件でございます。先月農地利用業況調査、農地パトロールで町内の各部落の農地を確認させてもらいましたが、その中で遊休農地、特に長年農地として管理されてない植林等で山林状態となってしまったというふうな土地については、農地として管理をして下さいと地主さんに言っても現実的に困難でございますし、今後も農地として活用される見込みがないとか、農地に復旧される見込みもない、そういうような土地については農業委員会としてその土地を農地として今後は扱わない、非農地であるという判断をすることができます。非農地として判断された農地については、農地台帳から外したりとか土地の所有者にここは農地として扱いませんので山林とかに地目変更して下さい、というふうな通知をするという流れがございます。今年度につきましては今回の申請４筆を審議にさせてもらったらと考えております。

それでは21ページでご説明させてもらいます。所在は蕨生の〇〇〇番他３筆でございます。地目は全て畑で、面積は４筆合計で2,006㎡となっております。土地の所有者は記載の通りでございます。現地確認年月日というのは蕨生の農地パトロールの日に蕨生の委員さん３名と一緒に現地を確認させていただいております。現況は山林状態でございます。図は22ページをご覧いただいたらと思います。

今回事情というか状況がありまして22ページをご覧いただいたらと思うんですが、22ページの右側の地積図のほうで〇〇〇番というのが一番上側にあると思うんですが、この〇〇〇番の左側に左に入った

ような線があるかと思います。この辺りが今山崩れをしておりまして、というのは令和３年の７月17日から18日の梅雨前線豪雨がありまして、その際に山崩れをしたということを聞いております。こちらの山崩れを県の治山事業を使って谷止め工を入れる計画を今町と県の方で進めておられます。治山事業を入れるにあたって、該当となる土地とかその周辺の土地も保安林に指定をしなければならないということがございます。もちろん今回の土地も含めて農地もございますので、農地は保安林にできないので、町からそういったことで相談がございました。事務局のほうでも現地を確認しましたところ、現況が山林化している今回の４筆につきましては、非農地判断もやむをえないのではないかということで、委員さんにも確認をいただいたところです。そういう状況でありますので、県の治山事業を入れるという関係もありますし、それもあるんですけれども現況も山林状態となっておるということでございますので、非農地判断のご審議をいただいたらと思っております。

説明は以上です、ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　　地図のとこの右側の農地あるんやけど、こちらは該当せんの。

岡本主事　　農地そのものは崩れては無いんですけれども、実際に崩れとるところは〇〇〇番のすぐ左側のここに谷があるんですけれども、この部分が崩れております。農地自体は直接は被害を受けて無いんですけど、県の治山事業を入れることによって受益のエリアといいますか、そういうところも含めて保安林指定をしないといけないということで聞いております。最初に県から言われたのは、現状も農地として活用されておるところも言われとったんですけれども、そこは間違い無く農

地として管理もされておるし、実際に作物も作られとるので、そこはどうやっても非農地判断はできないということで話はしとるんですけれども、今回の４筆については現況耕作もされておりませんし、山林状態となっておるので、ここの４筆はやむを得ないかなというところで考えております。

村田会長　　なんか質問はありませんか、無いでしょうか。

小西事務局長　　もう少し説明するとですね、実際に〇〇〇いう地番の上に砂防ダムはあるんですけど、それでは抑えきれない状態の崖が崩れてきているということです。ですから崖を防止するだけに山ん中にダムを作ったらそれで終わるんやったらいいんですけど、もう一段、今回山林に指定するところにもう一段の崖防みたいな施設をいれないと多分一カ所だけでは止まりづらいんじゃないかということで、今回山林にしようとするところにも一部構造物がかかる可能性があるので、そこら辺も含めて非農地の判断をして隣地として保安林に指定をしてくれと。じゃないと砂防として治山の事業が隣地以外は、入れられないのでそういう事情はあるんですが、それを含めて現状が林地である、一番は農業委員会で審議をするには後段の話はさておき、現況がなんなのかを判断して非農地か農地かいうことを判断していただいて、委員さん見ていただいとるように、林地化してしまっておりますので、その状況を見て非農地の判断をするということでよろしいんじゃないかと思います。それのもう一つ向こうには、砂防的な治山事業を後々いれたいという思惑もあって、そこらへんの整合性も踏まえながら審議をして下さいねという。まあ後段の説明は無かってもよかったんですが実際にそういう事業が県にうちがお願いしてやってもらおうという

今後の動きがありますので、その辺も含んでお知らせをしとったほうが良いんじゃないかということで、あえて説明をしとりますが、あくまでも非農地判断は農地か否かということです。現況に照らし合わせて判断していただきたいというところになります。

村田会長　　非農地いうことでよろしいでしょうか。

（会場）　　※会場より「はい。」の声あり。

村田会長　　県のほうからも言われとるみたいですけど。それじゃあ非農地いうことでお願いします。

以上で議事のほうは終わりました。その他でなんかありましたら。

※事務局より２件報告事項あり。

村田会長　　他に無いようでしたらこれで委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。